【漢詩審査基準】

応募作品の審査にあたっては、下記の基本的な基準を満たすとともに、公正で詩心を十分に訴えた作品を選考するものとする。

項目	応募作品に求められる要件ならびに許容される範囲
一、形式	七言絶句のみとします
二、押韻	① 一、二、四句末に踏みます（正格） ② 「踏み落とし」（一句末に踏まない）も可とします
三、韻字	① 百六韻（平水韻）のうち平声・三十韻とします ② 「仄韻」も可とします
四、平仄（一）	① 平仄排列上の規制＝二・四字目「不同」、二・六字目「対」 ② 平仄排列　禁忌＝「下三連」不可 ③ 平仄排列　禁忌＝四字目「孤平」不可［ただし例外として、後述の「挟み平」（●○●）の場合は許容される（○＝平字、●＝仄字）］
平仄（二）	① 「一・二句を反法、二・三句を粘法、三・四句を反法とする」ことを原則とします ② 「一・二句、二・三句、三・四句、すべてを反法とする」こと（拗体）も可とします （［反法］＝隣り合う二句の対応する二・四・六文字目の平仄を違えること ［粘法］＝隣り合う二句の対応する二・四・六文字目の平仄を同じくすること）
平仄（三）	挟平格（挟み平）＝三句の下三字の平仄が○●●の場合、●○●（挟み平）とすることも可とします
五、その他	① 禁忌＝「同字重出」は許されません。ただし、意図的、効果的な場合のみ可とします ② 容認＝「冒韻」は可とします ③ 「通韻」の原則（近体詩・絶句では左記規則・条件下でのみ通韻を可とします） （一、二、四句末に踏む韻を二種類の韻（仮にA韻、B韻）とし、 一句末の押韻を「A韻」とし、二、四句末の押韻を「B韻」とします。つまり、 一句末「A韻」、二句末「B韻」、三句末「●」、四句末「B韻」と押韻します この場合、「A韻、B韻」の二つの韻は、左記の組み合わせに限るものとします ［許容される通韻の組み合わせ］＝「東・冬」、「支・微」、「魚・虞」、「寒・刪」、 「蕭・肴・豪」、「歌・麻」、「庚・青・蒸」）